

静岡県告示第880号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月22日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号 下田石廊松崎線	賀茂郡南伊豆町湊字志戸6番の1から 賀茂郡南伊豆町青市字小田坪1021番の1まで	平成29年12月22日

=====

静岡県告示第881号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年12月22日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
菊川停車場伊達方線	菊川市西方字桜田4505番の8から 菊川市西方字寺下5415番の4まで	平成29年12月22日